

委託役務業務（測量・建設コンサルタント等業務を除く）の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成28年2月9日
大阪府総務部契約局

機械警備業務に係る低入札価格調査制度の導入について

1 対象業務

機械警備業務 競争入札参加資格者名簿の「機械警備（種目コード067）」

2 低入札価格調査制度の導入理由

機械警備業務については、従来から最低制限価格を設定しているところです。近年、同業務に係る入札状況については、入札者に占める失格者の割合が年々上昇傾向にあることから、今後、機械警備業務について、最低制限価格の設定に替えて、低入札価格調査制度を導入します。

【入札者に占める失格者の割合】

平成25年度	27%
平成26年度	30%
平成27年度	44%

3 低入札価格調査基準価格の考え方

予定価格に6/10を乗じて得た額とします。

予定価格及び低入札価格調査基準価格は、落札決定後に公表します。

4 低入札価格に対する調査等

入札した額が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ最も低廉な価格を入札した事業者の方には、府からその旨を通知しますので、低入札価格調査資料を速やかに提出してください。

府の指定する期日に資料の提出がない場合は、当該入札は無効となります。

提出された調査資料の内容の確認及び分析を行い、必要に応じてヒアリングを実施のうえ、落札決定を行います。

5 適用時期 平成28年2月19日以降の平成28年度公告分から適用